

# ～犬の登録・狂犬病予防注射の各種手続きについて～



犬を飼われている方へ  
狂犬病予防法により、犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。  
登録は犬の生涯に1回、**狂犬病予防注射は毎年1回**必ず受けなければなりません。

## ★犬の登録手続き★

### ① 新しく犬を飼われた場合（生まれた場合も、生後91日以上経過すれば登録が必要です。）

手続き内容：**新規登録**が必要です。犬の鑑札を1頭につき、1枚交付します。印鑑不要。

窓 口：生活環境課、稲枝支所、集合予防注射会場（4,5月のみ）

費 用：新規登録料3,000円（1頭につき）

### ② 鑑札を紛失した場合

手続き内容：**鑑札の再交付**が必要です。再交付手続きをしてください。印鑑不要。

窓 口：生活環境課、稲枝支所

費 用：再交付手数料1,600円（1頭につき）

鑑札→



### ③ 鑑札が破損した場合（犬がかむなどして、鑑札番号が判別できないほど傷がついた場合）

手続き内容：**鑑札の引き換え交付**が可能です。**破損した鑑札**を持参ください。印鑑不要。

窓 口：生活環境課、稲枝支所

費 用：無料。ただし、交換する鑑札が無ければ、再交付手数料1,600円（1頭につき）

### ④ 他市区町村から彦根市へ転入した場合

手続き内容：**転入手続**が必要です。**愛犬カード**と**鑑札**を持参ください。印鑑不要。

窓 口：生活環境課

費 用：無料。ただし、交換する鑑札が無ければ、再交付手数料1,600円（1頭につき）

また、転出元の自治体に登録が無い場合は、新規登録料3,000円（1頭につき）

### ⑤ 彦根市から他市区町村へ転出した場合

手続き内容：彦根市での手続きは不要です。

転出先の市区町村にお問い合わせください。

窓 口：転出先の市区町村の犬の窓口

費 用：転出先の市区町村にお問い合わせください。

### ⑥ 登録内容に変更があった場合（市内転居、電話番号の変更、飼い主の変更、犬を譲った場合など）

手続き内容：**犬の登録事項変更届**へ変更事項を記入し、提出してください。印鑑不要。

用紙は封筒に同封してあります。彦根市ホームページからも印刷できます。

窓 口：生活環境課、稲枝支所

費 用：無料。

※ 郵送での受付も可能です。



## ① 犬が死亡した場合（行方不明、飼育の放棄など、犬を飼っていない状態になった場合も）

手続内容： **犬の登録事項変更届**へ変更事項を記入し、提出してください。印鑑不要。  
用紙は封筒に同封してあります。彦根市ホームページからも印刷できます。

窓 口： 生活環境課、稲枝支所

費 用： 無料。

※ 郵送での受付も可能です。

※ 死亡等の届出がされるまで、狂犬病予防注射案内はがきが送付されます。

## ★狂犬病予防注射の手続き★

狂犬病予防注射は**毎年1回**必ず受けてください。  
注射を受けた証明として、**狂犬病予防注射済票**（以下、**済票**）を交付します。



### ① 集合予防注射

毎年4～5月に、市内各地域で実施しています。

**愛犬カード**と**案内はがき**を持参の上、各会場へお越しください。

注射場所： **案内はがき**、または**彦根市ホームページ**に掲載しています。

費 用： 1頭につき、3,500円（予防注射代2,950円＋済票交付手数料550円）

### ② 動物病院での注射

各開業獣医師で注射が可能です。登録市町以外の動物病院でも注射できます。

**愛犬カード**を必ず持参してください。

注射場所： それぞれの動物病院

※ 一部の動物病院では、済票の交付手続きができません。注射の際に済票の交付を受けられなかった場合は、必ず生活環境課または稲枝支所で済票交付手続きをしてください。

**愛犬カード、狂犬病予防注射済証**（動物病院で発行されたもの）、**済票発行手数料（550円）**をお持ちください。

### ③ 済票の再交付

手続内容： 済票を紛失した場合、**再交付**できます。再交付手続きをしてください。印鑑不要。

窓 口： 生活環境課、稲枝支所

費 用： 340円（1頭につき）

済票 →  
(写真はH27)



★ 法律に定められた身体障害者補助犬については、犬の登録手数料と狂犬病予防注射済票交付手数料が免除されます。詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。

## 犬の登録を行い、狂犬病予防注射を受けましょう



問い合わせ先 彦根市役所 市民環境部 生活環境課 〒522-8501 彦根市元町4-2

電話: 0749-30-6116 FAX: 0749-27-0395